

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成23年2月10日(2011.2.10)

【公開番号】特開2009-31725(P2009-31725A)

【公開日】平成21年2月12日(2009.2.12)

【年通号数】公開・登録公報2009-006

【出願番号】特願2007-341893(P2007-341893)

【国際特許分類】

G 0 2 C 7/04 (2006.01)

G 0 2 C 7/06 (2006.01)

【F I】

G 0 2 C 7/04

G 0 2 C 7/06

【手続補正書】

【提出日】平成22年12月21日(2010.12.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1対の毎日使い捨ての多焦点コンタクトレンズ又は1対のシリコーンヒドロゲル多焦点コンタクトレンズである1対の多焦点コンタクトレンズであって、前記対の各前記レンズは、光軸を有し、前記各レンズは、

前記多焦点コンタクトレンズの前記光軸を含み、前記多焦点コンタクトレンズの遠用光学屈折力の実質的に全てを提供する中央領と、

前記中央領の周りに位置すると共に前記中央領から前記多焦点コンタクトレンズのレンズエッジに向かって半径方向外方に延びる環状領とを有し、前記環状領は、中間用光学屈折力及び近用光学屈折力を提供し、

前記1対の多焦点コンタクトレンズは、第1のコンタクトレンズと第2にコンタクトレンズからなり、第2のコンタクトレンズは第1のコンタクトレンズと同一の設計であることを特徴とする1対の多焦点コンタクトレンズ。

【請求項2】

各前記レンズの前記中央領は、球面を有し、各前記レンズの前記環状領は、非球面を有する、請求項1記載の1対の多焦点コンタクトレンズ。

【請求項3】

前記対の各前記レンズは、中間用光学屈折力及び近用光学屈折率を提供するたった1つの環状領を有する、請求項1又は2に記載の1対の多焦点コンタクトレンズ。

【請求項4】

前記対の各前記レンズは、流し込み成形コンタクトレンズである、請求項1～3のうちいずれか一に記載の1対の多焦点コンタクトレンズ。

【請求項5】

前記対の各前記レンズは、ヒドロキシエチルメタクリレート、2-メタクリロイルオキシエチルホスホリルコリン、架橋剤及び開始剤を含む重合性配合物の重合反応生成物から成る、請求項1記載の1対の多焦点コンタクトレンズ。

【請求項6】

前記対の各前記レンズは、シリコーンヒドロゲルコンタクトレンズである、請求項1記

載の1対の多焦点コンタクトレンズ。

【請求項7】

前記対の各前記レンズは、+4.00ジオプタ～-6.00ジオプタの球面屈折力を有する、請求項1～6のうちいずれか一に記載の1対の多焦点コンタクトレンズ。

【請求項8】

前記対の各前記レンズの前記環状領は、約8.5mmの直径を有する、請求項1～7のうちいずれか一に記載の1対の多焦点コンタクトレンズ。

【請求項9】

前記対の各前記レンズの前記中央領は、約1.7mm～約3.0mmの直径を有する、請求項8記載の1対の多焦点コンタクトレンズ。

【請求項10】

前記対の各前記レンズの前記中央領は、約2.3mmの直径を有する、請求項9記載の1対の多焦点コンタクトレンズ。

【請求項11】

加入度数が+1.25ジオプタより大きくない視力矯正を必要とする人の視力を矯正するための1対の毎日使い捨て多焦点コンタクトレンズ又は1対のシリコーンヒドロゲル多焦点コンタクトレンズの用途であって、

前記1対の多焦点コンタクトレンズの各前記レンズは、前記多焦点コンタクトレンズの前記光軸を含み、前記多焦点コンタクトレンズの遠用光学屈折力の実質的に全てを提供する中央領と、前記中央領の周りに位置すると共に前記中央領から前記多焦点コンタクトレンズのレンズエッジに向かって半径方向外方に延びる環状領とを有し、前記環状領は、中間用光学屈折力及び近用光学屈折力を提供し、

1対の多焦点コンタクトレンズが、第1のコンタクトレンズと第2にコンタクトレンズからなり、第2のコンタクトレンズは第1のコンタクトレンズと同一の設計であることを特徴とする用途。

【請求項12】

各前記レンズの前記中央領は、球面を有し、各前記レンズの前記環状領は、非球面を有する、請求項11記載の用途。

【請求項13】

前記対の各前記レンズは、中間用光学屈折力及び近用光学屈折率を提供するたった1つの環状領を有する、請求項11又は12記載の用途。

【請求項14】

加入度数が+1.25ジオプタより大きくない視力矯正を必要とする人の視力を矯正するためのコンタクトレンズの製造方法であって、

1対の毎日使い捨て多焦点コンタクトレンズ又は1対のシリコーンヒドロゲル多焦点コンタクトレンズである1対の多焦点コンタクトレンズを形成するステップを有し、前記1対の多焦点コンタクトレンズの各前記レンズは、前記多焦点コンタクトレンズの前記光軸を含み、前記多焦点コンタクトレンズの遠用光学屈折力の実質的に全てを提供する中央領と、前記中央領の周りに位置すると共に前記中央領から前記多焦点コンタクトレンズのレンズエッジに向かって半径方向外方に延びる環状領とを有し、前記環状領は、中間用光学屈折力及び近用光学屈折力を提供し、

前記多焦点コンタクトレンズは、第1のコンタクトレンズと第2にコンタクトレンズからなり、第2のコンタクトレンズは第1のコンタクトレンズと実質上同一の設計であることを特徴とする1対の多焦点コンタクトレンズする、方法。

【請求項15】

各前記レンズの前記中央領は、球面を有し、各前記レンズの前記環状領は、非球面を有する、請求項14記載の方法。

【請求項16】

前記対の各前記レンズは、中間用光学屈折力及び近用光学屈折率を提供するたった1つの環状領を有する、請求項14又は15記載の方法。

**【請求項 17】**

前記形成ステップは、前記対の各前記レンズを流し込み成形するステップから成る、請求項14～16のうちいずれか一に記載の方法。